

島田市立小学校跡地利活用事業公募型プロポーザルの実施に向けた 対話型市場調査（サウンディング） 実施要領

1 対話型市場調査（サウンディング）の目的

島田市では、令和6年3月末に市立小学校4校が閉校となることを受け、閉校後の敷地及び建物の利活用を図るため、文部科学省ウェブサイト『～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト』への掲載等を通して皆様からいただいた御意見を踏まえ、公募型プロポーザル方式による跡地利活用事業（以下「事業」といいます。）の実施に向け検討を進めているところです。

事業を実施する事業者の公募に当たっては、今回公募の対象とする3校（**2(2)①**を御参照ください。）について同時に募集手続きを進める予定ですが、募集手続きの進め方等に関し事前に事業者の皆様への御意見を伺い、公募型プロポーザル実施要領への反映の適否について検討するため、対話型の調査（ヒアリング等）を行うこととしました。

なお、本調査を通して表明された御意見は募集方法の検討に当たり諸条件を整理する上で参考としますが、本調査への参加の有無や御意見の内容そのものが今後の事業者の選定に係る評価に直接影響することは一切ありません。

2 本調査の概要

(1) 本調査への参加者

事業への参画を検討している法人、個人又は複数の法人若しくは個人で構成されたグループとします。グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。

なお、本調査へは、島田市の入札参加資格者名簿への登録の有無にかかわらず参加することができます。

(2) 本調査の対象となる事業の概要（案）

以下は検討中のものであり、本調査の結果を踏まえて最終決定する予定です。

①対象となる小学校

島田市立伊太小学校、島田市立神座小学校及び島田市立伊久美小学校

※各校の概要については、文部科学省ウェブサイト『～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト』に掲載されていますので、あらかじめ御確認ください。

URL https://www.mext.go.jp/content/20220701-mxt_sisetujo-100003131_04.pdf

(PDFファイル 36～38ページ)

②事業の目的

閉校後の各小学校の敷地及び建物（校舎、体育館等）の効果的な利活用を通して、地域コミュニティの活性化や賑わいの創出、地域振興につなげることを目的とするものです。

③事業の基本条件

- ・各小学校の閉校から整備工事を経て運営の開始に至るまでのスケジュールが合理的かつ妥当なものであること。
- ・事業の安定性、継続性が認められること。

- ・各小学校の施設全体（グラウンド、校舎等）を一体的に活用すること。
- ・地区の避難所の指定、体育館の夜間開放による活用等に配慮されたものであること。
- ・事業の実施に必要な施設改修費は、原則として事業者が負担すること。

④事業期間

事業の始期及び終期の設定は提案に委ねるものとします。

⑤事業開始までのスケジュール（案）

時期		内容
令和4年度	8月中旬	公募型プロポーザル実施要領公表
	8月下旬～9月上旬	現地見学会
	9月中旬	質問書の提出期限
	9月下旬	質問書に対する回答
	10月上旬	参加表明書の提出期限
	10月下旬	1次審査（資格審査）の結果の通知
	1月中旬	企画提案書等の提出期限
	2月上旬～下旬	2次審査（提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング）
	3月上旬	優先交渉権者の選定
	3月中旬	優先交渉権者と業務内容の詳細について検討を開始
令和5年度	時期未定	事業協定の締結
	時期未定	地元住民向け事業説明会
	時期未定	契約締結
令和6年度	4月以降	事業開始

(3) 本調査の実施スケジュール

日程	内容
令和4年7月15日（金）	実施要領の公表
令和4年7月26日（火）	参加申込み期限
令和4年7月27日（水）～8月2日（火）	ヒアリングの実施
令和4年8月中旬（予定）	調査結果の公表

3 本調査の手順及び内容

(1) 参加申込み

本調査への参加を希望する事業者は、令和4年7月26日（火）までに、島田市電子申請フォーム（URL：<https://logoform.jp/form/imZT/121049>）から申し込んでください。

申込み内容の確認後、担当課から申込者宛に電子メールを送信しますが、申込み後2日を経過しても担当課からの電子メールの受信が確認できない場合は、電話により御一報くださいますようお願いいたします。

(2) ヒアリングの実施日時

令和4年7月27日（水）から同年8月2日（火）までの期間において、原則とし

て午前9時から午後5時までの時間帯に実施します。

所要時間は1時間程度とし、参加者の希望を踏まえて調整の上、実施日時を個別に連絡します。

(3) ヒアリングの実施方法

新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、Web会議の方法で実施します。

参加者が指定するWeb会議サービス（アプリケーション）により実施日時を設定の上、会議URL、会議パスワード等を記載した会議開催案内を担当課に電子メールで送信してください。

なお、参加者の知的財産を保護するため、ヒアリングは個別に実施します。

(4) お伺いしたいこと

- ・利活用案の概要（用途、スケジュール、売買又は賃貸借の想定等）
- ・応募方法の想定（1校のみの利活用を前提としつつ学校を特定せず複数校に対し応募する可能性、複数校の一括利活用を前提として応募する可能性等）
- ・学校敷地外に近接する公有地との一体的な利活用の可能性（公有地に関する具体的な情報はヒアリング時に提示します。）
- ・避難所機能の確保及び体育館の夜間開放の継続の可能性
- ・島田市からの提示を希望する資料その他要望事項

(5) その他

- ・利活用案等の説明用の資料の用意は任意とします。資料を用意する場合は、ヒアリング実施時に画面共有してください。なお、必要に応じて電子メール等による資料の提出を依頼する場合がありますので、御了承ください。
- ・必要に応じて島田市から再度のヒアリングの実施を要請する場合がありますので、御了承ください。

4 調査結果の公表

令和4年8月中旬までに、調査結果の概要を島田市ホームページに掲載します。

参加者名及び非公表とすべき参加者の知的財産に係る部分は公表しません。

島田市から参加者に対し公表する内容について事前に確認を依頼しますので、御対応願います。

5 留意事項

(1) 費用負担

本調査において参加者が準備等のために要した費用は、参加者の負担とします。

(2) 参加者が用意した資料の取扱い・著作権等

本調査において参加者が用意した資料の著作権は当該参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、島田市は、参加者から提出された資料を募集方法の検討以外の目的で使用することはありません。

(3) 島田市からの提示資料の取扱い

本調査において島田市が提示する資料は、事業への参画に向けた検討以外の目的で使用することを禁じます。

(4) その他

本調査に関し御不明な点等がありましたら、担当課まで御連絡ください。

6 担当課

島田市教育委員会教育総務課 総務係（担当：廣田、竹内）

〒427-0042 静岡県島田市中央町5番の1（島田市民総合施設プラザおおり1階）

電話番号 0547-36-7952（直通）

E-mail kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp

島田市行政経営部資産活用課 資産経営担当（担当：岩本）

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1（島田市役所本庁舎4階）

電話番号 0547-36-7124（直通）

E-mail s-katsuyou@city.shimada.lg.jp